
プロジェクト報告

ペルーにおける「先住民共同体 (Comunidad Campesina)」とは何か： 牧民共同体の事例から

鳥 塚 あ ゆ ち

はじめに

筆者は2004年から2017年まで、ペルー共和国の牧民共同体ワイリャワイリャ (Comunidad Campesina de Huaylla Huaylla) で現地調査を継続している¹⁾。共同体はクスコ県 (Departamento de Cusco) チュンビビルカス郡 (Provincia de Chumbivilcas) リビタカ行政区 (Distrito de Livitaca) に属する「先住民共同体」である (図1)。共同体は標高約4200m から4900m に位置し、現地の言葉でプーナ (puna)²⁾と呼ばれる高原が広がる牧草地帯にすべての領域が含まれる。高標高ゆえに農作物を栽培することは不可能であり、人びとはおもに南米ラクダ科動物のリヤマ (llama) とアルパカ (alpaca) を飼って生活している。アンデス地域では農耕と牧畜を複合的に営む生活の型もあるが、ワイリャワイリャではまったく農耕を行っていないため専門的に牧畜を営んでいるといえる。

このように調査地について説明すると、必ずといってよいほど二つの質問を受ける。

1) 共同体でのフィールドワークのほか、2017年には共同体の成立に関する資料入手のために文献調査を行い、クスコ市とシクアニ (Sicuani) 市の国家登記監督局 (SUNARP: Superintendencia Nacional de los Registros Públicos) と、農業省のクスコ支局において文書資料を入手した。またリマ市では、首相府 (Presidencia del Consejo de Ministros) 管轄の領土画定局 (Secretaría Demarcación Territorial) オフィスを訪ねた。残念ながらここでの管轄は行政区 (Distrito) レベルまでであり、行政区以下の、先住民共同体のような行政単位については農業省管轄となるため文書の入手はかなわなかったが、担当者にインタビューを行うことができた。本稿ではフィールドワークでの成果とあわせてこれらの文書資料による情報も提示する。

2) ペルーの地理学者であるプルガル・ビダルの環境区分による (Pulgar Vidal 1996)。プーナは森林限界を超えた標高4000～4800m の高原のことを指す。

ひとつは、これはとくに現地の研究者から質問されることだが、本当に牧畜だけを生業として生活している人びとがいるのかということである。アンデス地域では異なる標高差に発する異なる生態系を「垂直的」に利用し、多様な生態階床で栽培・採集される多種類の作物や、高標高でも棲息可能な動物を家畜化し利用することで、自給自足的な生活を営むことが可能となる、という環境・資源利用のあり方が議論されたこともあり³⁾、「農牧複合」という生業の方がより一般的であると考えられているからである。この考えは間違いではなく、広くアンデス地域を見てみると、牧畜活動を行っている場合は、同時に農耕も行っているケースが

実際には多い。しかし、だからといって専業牧畜がまったくないわけではない。アンデス地域の牧畜研究が本格的に開始されたのは1960年代後半であったが、その嚆矢となったフローレス・オチョアの調査地であるパラティーア（Paratía）も専業牧畜村であった（Flores Ochoa 1968）。筆者の調査地も同様に、共同体の最低標高が4200mで耕作限界を超えているため農作物が育たない環境にあり、専業牧畜が生業の型となっている。

いまひとつは、これはおもに日本語で発表した場合や他地域の研究者からのものであるが、「共同体」といういい方は適切なのかという質問である。今日、「コミュニティ」や「共同体」といった場合には領域を超えたまとまりをもつものの方が多く、領土をもたない場合でも「コミュニティ」という言葉で表される。むしろコミュニティに対する一般的なイメージはこちらにあるように思える。筆者の調査地のようなまとまりは実質的には「村」と呼べるようなものであるため、「共同体」という言葉がもつ余計な認識を想起させないためにもこの言葉を使用しない方がよいのではないか、という指摘である。本稿で着目するのはこの二つめの質問、つまり筆者がいう場合の「共同体」とは何



図1 クスコ県地図

3) ジョン・ムラが提出した「垂直統御（Vertical Control）」論（Murra 1956, 2002）以降、アンデスにおける環境利用や資源利用に関する研究が進展した（Lehmann (ed.) 1982；Masuda, Shimada and Morris (eds.) 1985；Masuda (ed.) 1988；大貫 1978；山本 2007等）。

ペルーにおける「先住民共同体 (Comunidad Campesina)」とは何か：牧民共同体の事例から

であるかということである。

さらに、二つめの指摘と関連して、筆者の調査地のような共同体／村は過疎化が進み、いずれ消えてしまうのではないかという意見もよく聞くものである。筆者が行ったセンサス⁴⁾によると、調査地の人口は約360人、世帯数は約50であり、近年では人口の多くが町にも居を構えて町と共同体を往復する生活を送り、貨幣経済の影響もかなり浸透しているといつてよい。このため、「消えてしまう」というのは、共同体をベースとした生活自体が成立しなくなるのではないかとの危惧からの意見である。他方、共同体は消滅しないだろうという意見も聞かれる。これは、国が行政改革を行わない限り「共同体」というまとまりは消えることはない、ということの意味している。

これらの指摘から考えても、ペルーという国における「共同体」、より正確にいうと「先住民共同体」について語るとき、何を想定して議論するかは立場により様々である。また同じ国民であっても先住民共同体の成員と共同体に属さない外部の人びとでは「共同体」の認識も異なる。このような、「共同体」という言葉に対する指摘も、ある共同体を事例としてその実態を提示した際の反応の違いも、「共同体」に対する次の二つの見方から捉えると、ある程度整理できるように思える。つまり、ひとつは「制度としての共同体」であり、これは「どのように共同体が成り立っているか」を問題としている。もうひとつは「実態としての共同体」であり、これは「どのように共同体を成り立たせているか」を問題としている。共同体が消えてしまうのではないかという指摘は実態としての共同体を考えた際に聞かれるものであり、消えてしまわないという意見は制度としての共同体を念頭においてのものである。

本稿では、先住民共同体ワイリャワイリャを事例に、まず、この牧民共同体がペルー国家のなかの行政組織としてどのように成立したのかを歴史的変遷から示す。もちろん、ある共同体の一例だけで国家における先住民共同体を一般化できるとは考えていないので、これは今後の議論展開のための一事例の提出に過ぎない。しかしながら、先住民共同体の成り立ちやあり方は一様ではなく、一般化して述べるのは困難なため、個別の事例から知るほかに手段はない⁵⁾。次に、ワイリャワイリャ共同体の内実を明らかに

4) センサスはおもに2004年、2005年の調査時に実施した。ここで示した共同体の人口はセンサスと選挙人名簿による。

5) 木村は、クスコ県カルカ (Calca) 郡の先住民共同体の事例より、ペルーにおける先住民共同体の多様性と、多様性のなかで持続性を与えるものとして制度に着目し、詳細な考察を行っている (木村 2018)。石井章はコスタ (海岸部)、シエラ (山岳部)、セルバ (アンデス山系東斜面からアマゾン上流域の森林地帯) の3地域区分からそれぞれの特徴を描き出し、先住民共同体の特徴をある程度一般化している。しかし、「一般的に『伝統的』、『停滞的』といった固定したイメージで一括してとらえられがちなシエラの農村社会であるが、地域によって社会経済的

するため、共同体と内外の人びとの関係について述べ、共同体内で起こる不和を人びとがどのように解消し共同体を維持しているのかについて考察する。「どのように共同体が成り立っているか」と「どのように共同体を成り立たせているか」の双方について述べ、ペルーにおける先住民共同体の全体像を描く試みの第一歩として、本稿を記す。

1. ペルーにおける制度としての共同体

本稿で着目する「共同体」とはスペイン語では“Comunidad Campesina”といい、「農民（農村）共同体」あるいは「先住民共同体」と訳されるペルーの行政・領域単位のひとつである。1969年に行われた農地改革（Reforma Agraria）以前は，“Comunidad Indígena”の名で知られていた⁶⁾。ペルーの農地改革は、土地所有の不均衡を是正する目的で20世紀半ばから何度か実施されていたが、地主にとって有利な性格のものであったり実施される地域が限定的であったりして大きな効果はなかった。1968年に軍事クーデターによって前政権を倒したフアン・ベラスコ（Juan Velasco Alvarado）将軍は革新的な改革を推し進めた。農地改革もこの改革のひとつであり、1969年6月に農地改革法（Ley de Reforma Agraria）17716号が施行され、実質的に農地改革が進んだ（石井 2008：241-271；木村 2018：4-5）。農地改革の目的のひとつは、地方で政治・経済的権力や領土を拡大していたアシエンダ（hacienda）と呼ばれる私有大農園を解体し、先住民の土地を回復することにあつた⁷⁾。

“Campesina”には「田舎の」「農民の」といった意味があり、字義的に訳すと“Comunidad Campesina”は「農民共同体」や「農村共同体」となる。しかし、「農」には生業としての「農」も含まれることから、筆者の調査地のように農耕を生業としない共同体を「農村」と呼ぶには抵抗があるし、共同体成員は「農民」ではない。彼らに職業を聞くと、「牧畜」「牧民」との答えが返ってくる。ここでは生業の区別を重視し、「先住民共同体」と訳出することとする。

農地改革により新たに制定された「先住民共同体」には自治があり、明確な境界をもつ領土も存在する。共同体の領域は外部の人びとによって侵されるものではないが、同時に個人が使用している土地を売買する権利もない。共同体領域の土地所有権は共同体にあり成員個人にはなく、成員は用益権をもつにすぎない。これらは農地改革法17716号、

ないし文化的状況に相当な差異がある（石井 2008:210）と述べ、その多様性を示唆している。

6) 現在、熱帯雨林地帯の共同体は“Comunidad Nativa”と呼ばれる。

7) アシエンダと共同体との歴史的変遷や紛争については、木村 2005, 2018；Del Pozo-Vergnes 2004；Orlove and Custred (eds.) 1980などの研究がある。

ペルーにおける「先住民共同体 (Comunidad Campesina)」とは何か：牧民共同体の事例から

法令24656号 (Ley General de Comunidades Campesinas) および24657号 (Ley de Comunidades Campesinas Deslinde y Titulación de Territorios Comunes)⁸⁾により規定されているものである⁹⁾。

農地改革から続いてきたこの土地制度を変えたのが、日系人大統領として1990年から2000年まで政権をとったアルベルト・フジモリ・フジモリ (Alberto Fujimori Fujimori) である。フジモリは新自由主義経済政策の一環として、1969年の農地改革法を廃止し、先住民共同体の領土を土地市場に開放し私有地化することを目的に、一般に「土地法 (Ley de Tierras)」と呼ばれる法令26505号を1995年7月に公布した。これにより先住民共同体の領土もほかの土地同様、制度的には売買が可能となった。しかし実際には多くの共同体では積極的にその土地を売買することはなく、現在もおおむね既存の領域を保っている。

2. ワイリャワイリャ共同体の成立：変遷と承認

ワイリャワイリャの周辺では、現在は隣接する共同体となっているチリョロヤ (Chilloroya) 共同体の領域を包含するかたちでアシエンダ・チリョロヤが存在していた。このアシエンダのアセンドー (アシエンダ領主: hacendado) であったベラスコ (Velasco) 家が、ワイリャワイリャの一部も領土として所有し、そこで家畜を飼養していた¹⁰⁾。アシエンダの領土内にワイリャワイリャの成員が居住していたということではなく、家畜はベラスコの使用人によって放牧されていた。しかし、ワイリャワイリャの人びともベラスコの依頼で放牧を手伝うこともあり、その場合は放牧料が支払われていたようである。標高のせいか、「アセンドーがワイリャワイリャに来るのは年に数回だった」そうであり、特にアセンドーとワイリャワイリャの人びととの間に軋轢があったというわけではなく、アセンドーが共同体全体に与えていた影響は少ない。アセンドーがワイリャワイリャを訪れる際には、標高が低い場所で飼養しているウシから作ったチーズをもってきて振舞ったという。ワイリャワイリャには自身の所有するリャマを屠

8) 法令24656号と24657号はともに1987年4月に公布された。

9) 石井陽一はラテンアメリカ諸国におけるILO条約(107号と169号)の批准と各国の先住民法について考察している。ここでは先住民の慣習法を国家がどの程度許容しているのかについて言及している。また、先住民の土地に対する総有権を国がどのように認めているか、「保護」しているか、収奪を予防しているか等につき、複数の国を比較して述べている(石井1998)。

10) 現在の領域の一部がアシエンダであったことは、複数の共同体成員からの聞き取り調査で明らかであるが、文書資料は入手できなかった。

畜するために来ていたとのことであった。

農地改革後、ベラスコの領土は接収され、ケウインチャ（Quehuincha）共同体のものとなった。ケウインチャ共同体はワイリャワイリャ同様、リビタカ行政区に属している。ワイリャワイリャは現在は「先住民共同体」であるが、かつてはケウインチャ共同体の属村（anexo）であった。ケウインチャは母村（madre）であり、その当時からワイリャワイリャは同じ名をもつ属村であったが、「高地ケウインチャ（Alto Quehuincha）」とも呼ばれていたという。ケウインチャ共同体は、以前はワイリャワイリャの周辺にある共同体のほとんどを領域に含むほど大きな共同体であった。このケウインチャから1995年にワイリャワイリャは共同体として分離・独立した。2015年で独立して20年が経ったことになるが、ペルーのほかの先住民共同体には農地改革以前から共同体として存在しているものもあり、ワイリャワイリャは新しい共同体であるといえる¹¹⁾。この独立の際に、かつてはアセnderドであったベラスコが所有し、農地改革でケウインチャのものとなった領土の一部がワイリャワイリャの領土となった。

ワイリャワイリャの領域の端にリンコナーダ（Rinconada）と呼ばれる場所があり、エスピナル（Espinar）郡の郡都であるヤウリ（Yauri）市とチュンビビルカス郡の郡都のサント・トマス（Santo Tomás）市を結ぶ幹線道路が通っている（図2）。ここも、1970年に、当時ケウインチャの属村だったワイリャワイリャとチリョロヤで分割した。両者が共同体として独立した後も、リンコナーダが2つの共同体を分ける境界となっている。

国家登記監督局にはワイリャワイリャが共同体として独立した際の記録文書が保管されている。法令24656号に基づいて作成されている先住民共同体に関する登記簿には、局長承認決議（Reconocimiento Resolución Directoral）番号0269-95DRA-RIで登録されており、1995年10月24日が共同体として認定された日として記載

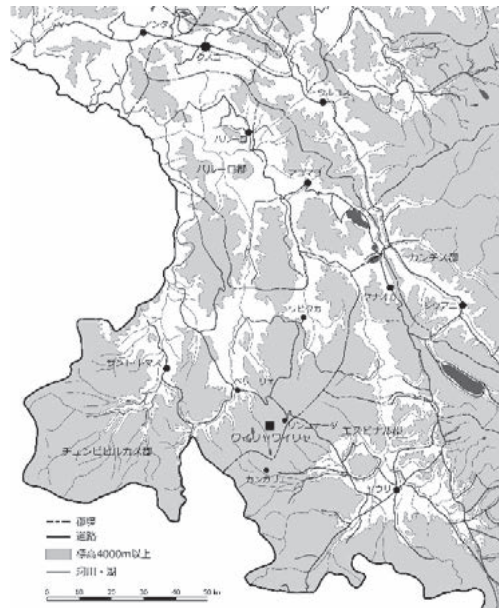


図2 ワイリャワイリャ周辺地図

11) 例えば、隣接するチリョロヤ共同体も新しい共同体で、1993年12月17日に共同体として承認された。木村が現地調査を行ったパンパリヤクタ（Pampallacta）は1991年に、ワルキ（Huarqui）は1926年に先住民共同体として承認されている（木村 2018）。

ペルーにおける「先住民共同体 (Comunidad Campesina)」とは何か：牧民共同体の事例から

されている。ワイリャワイリャの人びとにとって、10月24日は先住民共同体としての承認記念日であり、ケウインチャからの独立記念日でもある。1995年以降現在まで、毎年10月24日には共同体の記念日 (aniversario) として祝祭が催されている。同じ登記簿には共同体の立地、領域の地理的特徴も記載されており、例えば地理的特徴は「山岳地帯 (Sierra)」, 地形は「起伏が多い (Accidentada)」と記されている。また隣接する共同体の名称とともにワイリャワイリャの東西南北の境界も明記されている。この文書によると、1995年の独立時で世帯主の数は87であった。

独立はワイリャワイリャの人びとが望み、ケウインチャと話し合って決定したという。共同体として独立したかった第一の理由は、両者の距離にあった。ワイリャワイリャが属村であった頃は、集会があるとケウインチャまで行かなければならず、まる1日かかる距離を歩いて行った。月ごとの総会に参加するだけで、最低2日から3日の期間を要したわけである。しかし、総会は自治組織としての共同体における意思決定を行う場であり、ここでの決議が正式な決定事項となるため、地理的距離を理由に欠席するわけにはいかなかったようである。また、自分たちのところに村長 (presidente) などの行政的に認められた独立した代表者や行政組織が欲しかったというのもひとつの要因であった。自分たちのことは自分たちだけで決めたいという思いがあったようである。生態学的側面から考えても、現在の共同体領域のほかに耕作地をもっていたわけではないため、分離により標高が低い場所にある農地を手放すという事態にもならなかった。そもそも食糧自給が可能となるような生業形態になかったことも、分離のリスクとして働かなかったのではないかと推測できる。

ある共同体から属村が分離しひとつの共同体として独立する場合、二者間で話し合い、決定を公的記録として、その役割を担う国の事務局（この場合は国家登記監督局）で登記する、というのが一般的な流れのようである。この際に問題が発生した場合に仲介するのは農業省の役目で、農業省の各支局が管轄している。とくに問題がない場合は登記だけとなる。リマの領土画定局でのインタビューによると、先住民共同体間や先住民共同体と属村間での分離・統合などの決定は、基本的には当事者間で行われるものであり、国が介入することはないとのことであった。

ワイリャワイリャはケウインチャと何の問題もなく分離することができたのかといえは、そうではなかったようである。ケウインチャは属村が分離するのをなかなか許可せず、何度も総会で話し合いが行われた。結局、ワイリャワイリャがケウインチャに約40頭のヒツジを進呈することで分離がかなったという。このような決着の仕方は地域ならではのものである。ケウインチャは分離した属村の名称を「高地ケウインチャ」とするよう要求したが、ワイリャワイリャは独自の名称を共同体名にしたかったため、結局は

現在呼ばれているように「先住民共同体ワイリャワイリャ」を正式名称として登録した。筆者が2005年にケウィンチャ共同体を訪れた際、分離してから10年が経とうとしていたが、ケウィンチャの人びとのなかには自分たちがまだ「母村」であるという意識をもっている者もあり、「ワイリャワイリャのことについて書くなら最初に母村ケウィンチャと記すべきだ」と話す者もいた。

ワイリャワイリャでは95年の独立後、行政組織として自治委員会（Junta Directiva de la Comunidad）が形成された。前出の登記簿には、総会（Asamblea General）が共同体の最高機関であることと、執行部は政府・行政の責任機関であることも記されている¹²⁾。総会は月に一度、共同体の中心村落で開催され、自治委員会は2年に一度行われる選挙で選出される。先に述べたように、ペルーにおいては先住民共同体として政府に承認されている場合、共同体には一定の自治権が与えられており、共同体内における活動の決定は共同体内のみで行われ、管轄の上位行政に報告が義務付けられている。ワイリャワイリャでも成員によって決定された事柄はリビタカの区行政に報告されている。「報告」は重要な義務であり、厳密には月に一度は村長が区行政に報告を行う必要がある。区行政から共同体への視察も義務として行われるというが、実際に行われることはほぼない。したがって、共同体であるならば、共同体内のことは成員のみによって議論され決定されることになり、ここにおいて属村との違いは明確である。

先住民共同体として独立後に変化したもうひとつの重要なことは、固有の領土を所有するようになったことである。上述したように先住民共同体の土地は誰も売買できないものであるため、ワイリャワイリャの土地も同様に不可侵の領土となっている。不動産登記簿によると、領域の権利は「ワイリャワイリャ共同体の所有」とあり、これは「法令24657号による」と明記されている¹³⁾。フジモリ政権による土地法公布後も、外部の人びととの間で土地売買が行われることはなく、以前同様に共同所有地として共同体成員が牧草地を使用している。

先住民共同体の特権として、成員である先住民は所得税や住民税、固定資産税のような税を免除されている。先住民共同体から属村が分離して新たな先住民共同体を形成したからといって国の税収が増えるわけではない。このことも、先住民共同体の問題に国が直接関与しないひとつの理由になっているのではないかと推測できる。他方、先住民

12) 原文は以下の通り。La Asamblea General es el órgano supremo. Directiva Comunal es el órgano responsable del gobierno y administración. 委員会は属村の頃にも属村の委員会として存在し機能していたが、共同体になったことで法人化され正式な自治委員会となった。

13) 法令24657号（Ley de Comunidades Campesinas Deslinde y Titulación de Territorios Comunales）は先住民共同体の境界画定と権利を定めたものである。

側からすれば、「先住民共同体」というひとつの独立した組織を形成しているかどうかは重要なことである。政策の決定権がどこにあるかという問題がより重要であり、属村では満足に政策決定できなかった事項を、母村からの干渉なしによりスピーディーに決定することができる。同時に、外部からの支援を考えた場合にも、共同体が支援の受け皿の単位となるため、外部支援を導入しやすくなったようである。ワイリャワイリャでは後述するように、独立後にアルパカ改良のための技術支援を受け入れ、共同体の土地を細分化する政策を実行してゆくこととなる。

3. 共同体と内外との関係

筆者がワイリャワイリャ共同体の成員を対象に、2004年から2005年にかけて行ったセンサスによると、共同体の人口は約360人、50世帯であった。ワイリャワイリャは共同体の規模としては小さく、新しい共同体である。すべての成員が共同体に恒常的に居住しているわけではなく、90年代半ばから町にも家をもつようになり家族が分かれて住むようになった。町に住むようになった一番の理由は子供の学校教育にある。彼らは義務教育が終了した後も共同体には戻らず、町の日雇い労働で生計を立てている者や別の県に出稼ぎに出る若者も多い。共同体に恒常的に居住しているのは高齢者と就学前の子供、共同体の小学校に通う子供がほとんどであり¹⁴⁾、放牧を担う者も高齢化している。

ワイリャワイリャは制度としての先住民共同体であるため、国家の政策や大規模な行政組織の改革が行われない限り、外部の侵入により消滅することはない。しかし、だからといって安定的に共同体が維持されているわけではない。この規模の共同体であっても、人びとの間に完全な平等性はなく軋轢もある。総会で隣人とのもめ事が議題となることもあり、問題が大きくなると解決の場は総会に求められる。上位の行政が介入する余地がないのであれば、共同体内の問題は共同体成員によって解決できるということになるが、具体的にもめ事はどのように解決されるのだろうか。外部の介入により共同体が消滅することがないのであれば、共同体内の紐帯などそもそも必要ないのだろうか。また外部を排除する必要性はまったくないのであるか。以下では、共同体の外部との関係、ワイリャワイリャの人びとの間の関係、問題が起きた場合の解決について観察できた具体例の一部を示し¹⁵⁾、ワイリャワイリャの人びとが「どのように共同体を成り立た

14) ペルーの小学校は日本同様6年制であるが、共同体の小学校は4年までしかなく、残りの2年間と中学校での就学を望む場合は町に出ることになる。

15) 人間関係を知るためのより詳細な分析は、紙幅の関係上、別稿に譲る。本稿では全体像を捉えるために、人間関係を捉えることができる出来事を概観するかたちで示すこととする。

せているか」について考察する。

3.1. 人間関係の変化

一般的に、高地に位置する共同体は町や村から孤立し、外部の人びととの関係をあまりもたず閉鎖的であると考えられているが、そのイメージは一部で正しくない。たしかに立地を考えると、都市から物理的な距離は遠いため不便さを感じる。はじめに述べたように、ワイリャワイリャのような高標高にしか領土をもたない共同体では牧畜を専業としており、自給自足的な生活を送ることは不可能である。だからこそ食糧確保のために外部との紐帯は常に必要であった。とくにジャガイモやトウモロコシ栽培を行う農民との関係維持は重要であり、1年に数回行われる農村への作物獲得の旅は、牧民の経済活動としてしばしば先行研究でも述べられてきた (Casaverde 1977; Concha Contreras 1975; Tomoeda 1988; 稲村 1995; 友枝 1986等)。そこでは農民も牧民がもってくる畜産物や、家畜のリヤマを使った荷運びを期待し、相互扶助関係が成立していた。しかし農民と牧民の関係は対等ではなく、農民は牧民のことを蔑視し、両者の間に婚姻関係が結ばれることはないとも記述されている (友枝 1986: 35-38; 藤井・友枝 1985)。

ワイリャワイリャの人びともかつては農村部に出かけ、1年間に必要な食糧を物々交換や荷運び労働によって得ていたという。毎年どの家族を訪ねるかは決まっていたようであり、多くは擬制親族関係を取り結んでいた。農民と牧民の間の通婚例は見られなかったが、ワイリャワイリャ出身の女性で農村に残ったという者はいた。またある男性は、農村で収穫の手伝いをした際にその働きがとてよく、家主に娘と結婚してそこに残るよう頼まれたが断わり、ワイリャワイリャに帰ったと語った。

農村への旅はワイリャワイリャにおいても、1年の活動において重要な位置を占めていたと考えられるが、筆者が調査を開始した2004年にはすでに長距離交易は行われておらず、農作物は近くの町や定期市で現金購入されていた。収穫の手伝いに赴く場合も、近隣の農村に数日間出かけるだけであり、わずか2～3人がこの方法によって作物を入手していた¹⁶⁾。この傾向は2000年頃から徐々に見られるようになり、擬制親族関係を結んでいた農民とも連絡を取ることもなく、旅の終わりにより関係も途切れてしまったようである。

農村への旅をやめたおもな理由は、幹線道路の整備が進んだことと交通網が発達したことにより、わざわざ1週間から10日かかる行程を、リヤマを率いて農村に行く必要もなくなり、身近なところで作物を入手することができるようになった。同時に、旅に不

16) このような農作物獲得方法の変化と家畜利用の変化の関係については、鳥塚 2009で論じた。

ペルーにおける「先住民共同体 (Comunidad Campesina)」とは何か：牧民共同体の事例から

可欠であった荷役用のリヤマに限られた牧草地で飼養しておく必要性も低くなり、リヤマを売り、売った現金でアルパカを購入した。この時期にワイリャワイリャの人びとが関心をもち始めたのはアルパカの改良だったからである。ペルーで1960年代に開始されたラクダ科動物の品種改良は、国立南米ラクダ科動物協議会 (CONACS: Consejo Nacional de Camélidos Sudamericanos) や南米ラクダ科動物地方特別計画 (PERCSA: Proyecto Especial Regional Camélidos Sudamericanos) からの技術支援を受けて、1996年からワイリャワイリャでも開始された。改良はアルパカを白色単色の個体に改良し、また毛の品質向上も目指したものであったが、これは獣毛の国際市場での価格高騰の影響を受けてのものであった (Moro 1964)。

ワイリャワイリャでの品種改良は交雑種が生まれないよう、また白色と有色で色が混じることをないよう、交配管理をすることで進められた。技術支援が導入されてすぐに改良に取り組んだ者は、10年で所有する群れの大半が白色単色毛のアルパカになったが、そうでない者は交雑種や多色の個体が混在する群れのまま放牧を行っていた。改良のためには再生産用の改良種を導入する必要がある、よい家畜を購入できると改良も進む。改良の進捗度をはかる場としては各地で開催される「フェリア (feria)」と呼ばれる品評会があり、ここで改良を進める生産者とコンタクトを取り、改良種の売買や協働するための関係作りが行われる。

ワイリャワイリャの人びとが飼養する家畜の種類自体は以前と変わらないが、家畜利用を通じた人間関係の変化を考えると、一方でリヤマを荷役用として利用するのをやめ農民との関係が希薄化し、他方でアルパカの改良を推進することでアルパカ生産者や技術者との新たな関係を構築してきたとまとめることができる。さらに、品評会でよい成績を収めると、「我々はアルパカ生産者である」という意識が芽生える。品評会は「ワイリャワイリャはアルパカ生産者の共同体である」という一体感を創出する役割も果たした。

では、共同体内部の人間関係についてはどうだろうか。家畜の改良は共同体の成員間の人間関係も変化させたように思える。そもそも改良に着手できたのは改良種を購入できるだけの資本をもち合わせていた者であった。この場合の資本とは所有家畜の頭数を意味する。要するに、もともと「数をもっていた者」が改良を進めて「質のよい家畜をもつ」ようになり、所有頭数が少なかった者は「もてる者」の「雇われ牧民」として彼らの家畜の放牧を担うこととなった。成員の所有する家畜頭数には常にばらつきがあり、このような関係はワイリャワイリャのなかでは以前から存在していたようである。以前はもたない者はもてる者の手伝いをして、報酬として肉や毛を得ることが多かったという。しかしながら、改良の推進により現金で放牧料が支払われるようになると、「パト

ロンー雇われ牧民」としてその関係が顕在化した。また改良を進める者同士が、毛刈りや刈った毛の集積、改良に関わる講習会などで協力するような事例もあり、既存の関係に変化がもたらされた。

2006年からは NGO からの援助もあり、約20名が2つの協働グループを組織した。協働グループのひとつは家畜の改良を推進し、より積極的に品評会にリヤマやアルパカを出展し、チュンビビルカス郡でも家畜改良のパイオニア的存在となった。もうひとつのグループは、獣毛の分類や、仲買人を介さない工場へのアルパカ毛の直接販売ルートの開拓をおもな活動項目として掲げ、またアルパカ毛を使った工芸品製作も熱心に行っていた。2つのグループは競合関係にあり、それぞれの活動を互いが妬むこともあり、グループ間で協力することはなかった。協働グループが形成されたのは、NGO は個人には支援を行わず、グループが支援の受け皿となったからである。支援は3年計画で行われたが、支援期間が終了した2010年にはグループも機能しておらず、その後活動を継続することはなかった。メンバーのうちの数人は、現在も個人的に工芸品製作を続けているようだが、この時にグループ内で築かれた協力関係は一時的なものであったようである。

また改良には牧草地管理も必要となるため、1997年に当時の村長の政策として共同体の土地区分が実施された。改良が区分のおもな動機となったが、これは、共同使用のため管理されていなかった牧草地を細分し、私用化することで責任をもって牧草地管理を行うようになり、これにより1年を通して牧草を維持することができ改良につながる、と考えられたからである。しかしながら、土地区分は平等には行われなかった。土地区分の詳細は別稿に譲るが、2017年の調査時においてもこの問題をもち出す者もあり、20年が経過しても区分の不平等と不満は解決されていない。総会でも議題に上ったが、土地区分が問題として表面化しても再区分する方向へとは動かなかったようである。インタビューを行うと、はっきりと「区分が我々の関係を悪くした」という者もあり、土地区分は軋轢の火種のひとつとして常に共同体に潜在する問題となっている。

3.2. 外部の排除

ペルーではアルベルト・フジモリ政権下の1995年に「土地法」が公布された。同じ年にワイリャワイリャは「先住民共同体」としてケウインチャ共同体から分離し、2年後の97年に土地区分を行ったことは上で述べたとおりである。区分は家畜改良とも連動していたわけだが、これは当時の村長の政策として実施されたものであった。村長であった A 氏にインタビューしたところ、土地法が公布され、いつか共同体の土地も売買可能になるかもしれないと知ってこの政策を実行したとのことであった。しかし、このこ

ペルーにおける「先住民共同体 (Comunidad Campesina)」とは何か：牧民共同体の事例から

とがほかの成員にも周知されていたかは定かではない。土地法が施行され、土地区分が行われたが現在までのところ共同体の土地は売買されてはいない。

ワイリャワイリャの人びとに、もし誰かが共同体の土地を買いたいといったらその人に売ることができるかと質問したところ、「できない」との回答であった。土地区分によって細分された共同体の土地の区画は、ほとんどが家族単位で使用している。したがって、共同体の土地利用としては、「所有権」は共同体にあり、各区画を家族単位で「占有」している状況にある。優先的使用権があるからといって個人が勝手に売買することはできない。加えて、土地区分は総会で決定され議事録にも記録されているため、共同体成員の合意による正式決定事項であるといえる。しかし、現在も区画の不平等さや境界をめぐる問題を根本的に解決するに至ってはいない。要するに、この内部での問題が解決しない限り売買など考えられる状況ではないということである。

売買を行うためには区画の登記を行う必要があり、登記のためには各区画の正確な範囲を測量し地図を作製する必要がある。こうして登記を行った暁には「誰にでも売ることができる」、筆者にも、とのことであった。登記をして「私有地」となれば外部の人間にも共同体の土地を売ることができるかもしれない。しかしながら興味深いのは、「誰にでも売れる」という一方で、筆者が聞き取りを行った全員が、売れるようになったら「共同体の成員の誰かに売る」と答えたことであった。共同体のなかには、現在の区画では牧草が不足しており土地を買いたい者もいるし、町で生活して家畜頭数も少なくなり売りたい者もいるという。このような両者の間で売買を行うことは可能であると考えているようである。

これらの説明から考えると、土地法の公布以降、制度的には共同体の土地は文字通り「誰にでも」売ることができるが、現実的には売るとしたら同じ共同体の成員にしか売らない、ということになる。生活の基盤も収入源も共同体にはない者でさえ、外部の人間には自分の区画を売りたいくないという¹⁷⁾。つまり、部外者が共同体成員として住むことを許容せず、共同体の領域は排他的であるという態度をとることで、外部を排除しようとしているのだと考えられる。それでは、彼らはどのように外部との境界を確認しているのだろうか。

隣接する共同体との四方の境界は、共同体として独立した際に公的文書に記録された。実際の境界には境界標がある場所もあるが、ほとんどの境界には明確な目印はない。山の稜線や頂上、川、湖、岩などの自然物が境界をなしていることがほとんどである。な

17) 同様のことは木村の調査地の先住民共同体でも見られ、人びとがいう「共同体の土地は共有である」とは「外部の者には売らない」という意味であると述べている (木村 2018 : 9)。

かには筆者にだけ見えない線があるのではないかと感じるほど、何の目印もない場所もあるが、成員はこの境界を認識している。このような境界は日々の放牧実践によって確認するしかない。ほかの共同体と隣接する場所に区画をもつ者は、家畜が別の共同体の牧草地に入ってしまうと問題が起きる可能性があるため、とくに境界に注意して放牧している。これによってまた、ほかの共同体の人びとを自分たちの領域には入れないという排除機能が働くことになる。

筆者のような部外者が共同体で一時的にでも生活し「調査」を行うと、自分たちの「資源」を奪いに来たのではないかと考える人もいる。ワイリャワイリャのような高地で、作物の耕作限界を超える土地での「資源」とは何かといえば、牧草である。家畜を飼って商売をしようと考えない限り魅力的な土地だとはいい難い。仮に畜産業でも始めようと思ったとしても、もっと利便性の高い場所はほかにある。ワイリャワイリャの土地は鉱物でも発見されない限り、一般的にいて価値は低い。しかしこの牧草地こそが彼らの生業を支え、人生における生活基盤となっているため、その外縁を維持し領域を守ることは彼らにとっては生活を保障する重要な課題なのである。

ほかに外部を排除するような特筆すべき事件や出来事があったのかといえば、現在までのところ筆者が知る限りはない。同じ行政区に属する共同体で鉱山資源が発見され、ワイリャワイリャでも試掘調査が行われたが、鉱物は発見されなかった。試掘調査のために鉱山開発の企業が共同体を訪れた際には、牧草地が汚染されるのではないかとという危惧から試掘を反対する者と、鉱山開発により現金収入が得られるのではないかと考え賛成する者で意見が分かれ、総会で何度も話し合いがもたれた。しかし結局、鉱山開発により外部の者が侵入する事態にはならず、この件以外で共同体の領域に異物が混入するような大きな出来事は起きていない。

3.3. 内部での調整

先住民共同体の領域が所与のものとして維持できるからといって、内部では平和的に人びとが暮らしているかということ、それは別問題である。「共同体は『外部に対する防衛の枠組み』としてあり、『内部の協同行為の基盤になる』とは必ずしも言えない」（木村 2018：9）と述べられるように、共同体だから即座に内部の共同性が見出されるわけではない。ワイリャワイリャのような共同体には、「閉鎖的で孤立した高地部の原始的共同体」というイメージが付与されるが、人びとは共同体の外部の人びとも多様な関係を取り結び、生産活動を続けてきた。また、時代が求める必要に応じて家畜飼養方法を変化させ、人間関係も変化させてきている。その変化のなかで軋轢も生じていた。

家畜の改良を通じた協力関係が築かれる一方で、改良は人びとの所有する家畜頭数や

ペルーにおける「先住民共同体 (Comunidad Campesina)」とは何か：牧民共同体の事例から

利用できる牧草地の不均衡を加速させ、改良支援をめぐる諍いや妬みを引き起こした。改良に伴い協働グループも作られたが、メンバーになることに消極的な者もいた。彼らは改良を推進したい人びとの動向を注視して、何人かは誘われても決してメンバーにはならなかった。協働グループのなかには、このよう人びとを「彼らは何も考えていない (están durmiendo)」と呆れて見る者もいた。しかし、メンバーに加わらない者のなかには、ただ単に改良に興味がない、あるいは経済力がないというだけではなく、自分がメンバーになることで「問題になるのが嫌だから」という理由で参加しない者もいた。常に共同体の何かしらの役を引き受けているある男性は、「我々の基本にあるのはワイリャワイリャ共同体であり、その名を忘れるようなことはしたくない」と語り、特定のグループに加わるような行動はとらなかった。

一見すると家畜の改良は共同体全体で進めている事業のようにも見えるし、我々も感じるめまぐるしい現代的变化に対応するための共同体としての生存戦略であったようにも見える。だからこそ成員全員に対して外部からの技術支援もあったが、これは制度としての「共同体」が成立したからこそ可能となったことでもあった。しかし、個々に聞き取りを行うと、人びとが新たな活動に一樣に取り組んでいるわけではないことが明らかとなった。改良の協働グループに加わらなかった人びとが問題視したのは、それが「共同体」として全体で取り組むものではなかったことである。

共同体で生きてゆくうえで改良活動だけが重要なことではない。牧畜活動は、一年のうちには他人の手伝いを必要とするようなことも多い。新しい組織に参加することは誰かとの関わりを強化することにもなるが、一方で誰かとの関係を希薄化させる可能性もある。グループに加わらなかった人びとはこのことを「問題」と捉え、共同体が分断されるリスクを回避したのだと考えられる。協働グループが実質的になくなったいま、人びとが牧畜活動や改良活動にかかわる協力を誰に求めているのかといえ、グループ結成を積極的に行った人びとではなく、どのグループにも属さなかった人びとである。このような人たちは、共同体のなかで家畜の改良を推進するでもなく、とくに貧しいわけでもなく、中間的存在としてとどまり、結果として共同体の均衡を保つ役割を果たしたとも考えられる。

もうひとつ事例を挙げてみよう。ワイリャワイリャの人びとの大半はカトリック教徒である。ペルーに限らず、ラテンアメリカの多くの国々では15～16世紀のスペイン人による征服後、強制的な信仰の改宗が行われたことから、現在までカトリックがおもな宗教となっている。どれほど交通の便が悪く人口が疎な地域でも、必ず中心部に礼拝堂が建てられていることが布教の厳格さを物語っている。ワイリャワイリャでも中心村落に共同体の守護聖人を祀る礼拝堂がある。

共同体成員のある男性がカトリックからプロテスタント系の別の教派に改宗しようとしたところ、ほかの成員が改宗を強制的に阻止したという出来事があった。なぜ改宗を認めず全員でこれを止めたのか聞き取りを行ったところ、異なる信仰が入るとその方へ人びとを引き寄せ、もし多くの人が信仰を変えたら「ミンカができないから」とのことであった。「ミンカ (minka)」とは、祝祭的共同労働のことを指し、労働交換の種類によっても呼び方が異なる¹⁸⁾。彼らの考えでは、異なる信仰は共同体成員が義務として行うべき共同体全体のための労働に不和をもたらし、全員労働が行えなくなるため強制的に改宗を阻止したということになる。しかし、たった一人の共同労働への不参加など罰金を支払うことで解消できる問題でもある。

この行動が重要であると考えられるのは、改宗をしようとした男性とほかの成員との人間関係にある。この男性はほかの共同体からワイリャワイリャに婿入りしたため、成員の誰とも親族関係にない。妻には男性の兄弟はなく、姉妹も婚出してワイリャワイリャに居住していないため姻族関係にある者も共同体にはいない。さらに妻の父（男性の義理の父）も他地域から共同体に婿入りした人物であり、義理の母はすでに亡くなっていることから、この男性の家族だけほかの家族との親族・姻族関係の繋がりがなくなる。このことから、ワイリャワイリャに出自がない家族がほかとは異なる行動をとると完全に孤立し、さらにそこから不和が広がるのではないかと人びとが恐れ、改宗の強制的な、また全員での阻止となった。共同体の人びとが重視したことは、この男性の改宗そのものでも改宗によって共同労働を男性が「怠ける」ことでもなく、共同労働は共同体の「みんなで」行うことが重要であり、誰か一人が義務を免れることが正当化され、それが広がることで共同体の一体感がなくなることだったのである。

このように、成員間の「ひずみ」のようなものは、それが深刻化する前に均質化するように調整されてきたが、問題が重大化しない分、わかりやすいかたちで全体意識が表れもしない。彼らには「ワイリャワイリャ共同体」に属する成員であることや、アイデンティティのようなものを外部に対して表出する場は必要ないのだろうか。今のところ共同体の領域が侵される可能性は低いといえるが、民族的にも言語的にも、生業においても類似した性質をもつ近隣共同体との差異を表明したり、もはや属村ではなく独立した「先住民共同体」であることを確認したりする場として機能しているのは、家畜の品評会とアニベルサリオ (aniversario) の祝祭であろう。

18) 木村によると、労働と労働の交換はアイニ、労働と生産物の交換はミンカ、労働と土地の交換はワキあるいはチキ、異なる生産物同士の交換はトゥルエケ、恵まれない立場にある者に対する贈与や労働提供をアプハタ、サツタカ、アユダと呼び、様々に分類されている（木村 2008：160-161）。ワイリャワイリャの場合、労働と労働の交換も「ミンカ」と呼んでいた。

ペルーにおける「先住民共同体 (Comunidad Campesina)」とは何か：牧民共同体の事例から

家畜の改良を行い、改良度を客観的に知るため、あるいは改良種を購入するために参加しているのが、家畜の品評会であった。近隣各地で開催される品評会で賞を取ると、生産者名とあわせて出身地もアナウンスされ、ワイリャワイリャの人たちが複数の賞を取るとワイリャワイリャの知名度が上がる。これにより、品評会への参加が共同体のごく一部の人によってなされる活動であったとしても、ワイリャワイリャ共同体にはよいリャマ・アルパカ生産者がいる、と認知されることになる。実際に、ワイリャワイリャはチュンビビルカス郡においては改良のパイオニア的存在として知られるようになり、成員であることに誇りをもつようになった。

アニベルサリオは共同体になったことを記念して、承認日である10月24日に毎年開催されるワイリャワイリャの祝祭である。祝祭では、家畜の品評会や工芸品の品評と販売、サッカーの試合、子供や若者によるダンスの披露、闘牛などのイベントが行われ、参加者はワイリャワイリャの成員だけではなく、近隣共同体や共同体が属する行政区の役人、品評を行う技術者も祝祭に招待される。品評やサッカーの試合ではとくに、招待客として祝祭に参加するほかの共同体の人びとに対して客とホストが意識され、「ワイリャワイリャ共同体」をアピールすることになる。また、祝祭は「ワイリャワイリャの人(huayllahuayllino)」というアイデンティティを集合的に表出する場となり、夜の宴会では何度も「ワイリャワイリャ万歳 (“Kawsachun Huaylla Huaylla”)」と叫ばれ、共同体として独立したことを称え、成員の結束が確認されている。

おわりに

本稿では、ペルーにおける「先住民共同体」の理解のため、牧民共同体を事例として制度と実態の双方から全体像を捉える試みを行った。先住民共同体の歴史のあり方は多様であり、本稿では言及しなかったが、山岳部のアンデス地域と熱帯雨林のアマゾン地域では「共同体」といっても様相はずいぶん異なる。共通していえることは、独立した「共同体」として承認されることはそこで生きる人びとにとって重要な意味をもつということである。国家の制度として存在する限り、「先住民共同体」は保護され、公的な自治権が与えられ、自ら共同体の政策を決定することができる。

ワイリャワイリャの場合、属村から「先住民共同体」として承認されてから、土地を区分し、家畜の改良技術を導入し、協働グループを形成した。誰とどのように関係を取り結ぶかの選択のバックグラウンドが変化するなかで、外部の人びとや成員間での関係のつなぎ方を少しずつ変え、全体としては「アルパカ生産者」として生きてゆく道を選んでいったように思える。

共同体と、領域を接する周囲の共同体との境界は、制度上は保たれ、その境界をめぐる大きな問題は今のところ起きていない。その境界は日々の放牧実践という経験知により確認されるものであった。共同体内部では、変化のなかで成員間での軋轢やひずみが見られたが、「共同体」として存続してゆくために問題を重大化せず、その都度、均質化することで解決していた。時には個人の問題であっても、共同体に不和をもたらすようなもの場合は、共同体全体の問題として半ば強制的に調整してゆく姿が見られた。祝祭やイベントなどの非日常空間においては、「ワイリャワイリャの人」であることを顕示し、互いの帰属意識の確認を行っていた。事例として提示したワイリャワイリャ共同体では、何かひとつの「共同性」というようなものを特定し明示することはできない。しかし、フレキシブルに選び取っている関係の積み重ねや、その都度の問題の解決、時々帰属の確認が、全体として共同体を成り立たせ、維持させているといえるのではないだろうか。

謝辞

本稿は JSPS 科研費 JP16H07160 の成果の一部である。現地調査にご協力いただいた共同体の方々と各機関の皆さまに感謝申し上げます。

参考文献

- Casaverde R., Juvenal (1977) El Trueque en la Economía Pastoril. (En) *Pastores de Puna: Uywamichiq Punarunakuna*, Jorge A. Flores Ochoa (comp.), pp.171-191, Instituto de Estudios Peruanos.
- Concha Contreras, Juan de Dios (1975) Relación entre Pastores y Agricultores. *Allpanchis Phuturinga* 8: 67-101.
- Del Pozo-Vergnes, Ethel (2004) *De la Hacienda a la Mundialización: Sociedad, Pastores y Cambios en el Altiplano Peruano*. Instituto de Estudios Peruanos, Instituto Francés de Estudios Andinos.
- Flores Ochoa, Jorge A. (1968) *Los Pastores de Paratía: Una Introducción a su Estudio*. Ediciones Inkari.
- Lehmann, David (ed.) (1982) *Ecology and Exchange in the Andes*. Cambridge University Press.
- Masuda, Shozo, Izumi Shimada and Craig Morris (eds.) (1985) *Andean Ecology and Civilization: An Interdisciplinary Perspective on Andean Ecological Complementarity*. University of Tokyo Press.
- Masuda, Shozo (ed.) (1988) *Recursos Naturales Andinos*. Universidad de Tokio.
- Moro, Manuel (1964) Las Alpacas. *Cultura y Pueblo* Año 1, No.4: 32-33.
- Murra, John V. (1956) *The Economic Organization of the Inca State*. Ph.D. dissertation submitted to the University of Chicago.
- (2002) *El Mundo Andino: Población, Medio Ambiente y Economía*. Pontificia Universidad Católica del Perú, Instituto de Estudios Peruanos.
- Orlove, Benjamin S. and Glynn Custred (eds.) (1980) *Land and Power in Latin America:*

ペルーにおける「先住民共同体 (Comunidad Campesina)」とは何か：牧民共同体の事例から

- Agrarian Economies and Social Process in the Andes*. Holmes & Meier Publishers, Inc..
- Pulgar Vidal, Javier (1996) *Geografía del Perú: Las Ocho Regiones Naturales*. PEISA.
- Tomoeda, Hiroyasu (1988) *La Llama es mi Chacra: El Mundo Metafórico del Pastor Andino*.
(En) *Llamichos y Paqocheros: Pastores de Llamas y Alpacas*. Jorge A. Flores Ochoa
(comp.), pp.225-235, Centro de Estudios Andinos Cuzco.
- 石井章 (2008) 『ラテンアメリカ農地改革論』 学術出版会。
- 石井陽一 (1998) 「ILO 条約とラテンアメリカ諸国の先住民法：アイヌ新法との比較を含めて」『法
學研究』 71 (1) : 229-254。
- 稲村哲也 (1995) 『リャマとアルパカ：アンデスの先住民社会と牧畜文化』 花伝社。
- 大貫良夫 (1978) 「アンデス高地の環境利用：垂直統御をめぐる問題」『国立民族学博物館研究報告』
3 (4) : 709-733。
- 木村秀雄 (2005) 「クスコ県カルカ郡のアシエンダと先住民共同体」『歴史の山脈：日本人によるア
ンデス研究の回顧と展望 (国立民族学博物館調査報告)』 55, 関雄二・木村秀雄編, pp. 175-
187。
- (2008) 「共同体とその外部：中央アンデスにおける社会経済システムの「分節＝接合」
『他者の帝国：インカはいかにして「帝国」となったか』 関雄二・染田秀藤編, pp.148-
164, 世界思想社。
- (2018) 「農地改革期クスコ農村社会の多様性と制度」『アンデス・アマゾン研究』 (1) :
1-54。
- 友枝啓泰 (1986) 『雄牛とコンドル：アンデス社会の儀礼と民話』 岩波書店。
- 鳥塚あゆち (2009) 「開かれゆくアンデス牧民社会：ペルー南部高地ワイリャワイリャ村を事例と
して」『文化人類学』 74 (1) : 1-25。
- 藤井龍彦・友枝啓泰 (1985) 「中央アンデスの農民と牧民の結婚：パンパマルカ教区 (アプリマク県)
婚姻登録の分析」『国立民族学博物館研究報告』 10 (1) : 1-42。
- 山本紀夫 (編) (2007) 『アンデス高地』 京都大学学術出版会。